

自然災害等時の講習会の開催について

2025.7.1 作成

主に、夏から秋にかけては台風のシーズン、冬場は雪のため、対面開催について見合わせる場合があります。このような場合での開催の判断基準については下記のとおりです。

記

1. 基本方針

会場校の判断により使用施設の利用ができない場合や交通機関の運転見合わせ等により対面開催が中止となった場合、または交通遅延等による講師都合により対面開催ができない場合であっても、当該講習会の中止とはせず、対面開催部分について、代替のオンラインまたはアーカイブ配信により実施します。

なお、巨大地震等により当面の諸活動を中止せざるを得ない場合は、中止とし、参加費の払い戻しを行います。

2. 対面開催中止の基準

会場校の判断により使用施設の利用ができない場合、開催日の東海道新幹線または山陽新幹線の計画運休が発表された場合は対面会場での開催を中止とします。

3. 対面開催中止の場合の講習会の取扱い

オンライン併用型の講習会の場合は、予定時刻でのオンライン配信を行います。なお予定時刻でのオンライン配信が不可能な場合は、後日のアーカイブ配信のみとなります。

対面のみの講習会の場合は、代替のオンラインまたはアーカイブ配信により実施します。

4. 上記決定にかかる手続き

(1) 予想される自然災害（台風、大雪等）の場合

- ①開催日3日前までに開催の可否の判断に関する情報の第一報を参加者に連絡する。
- ②開催日前日の正午までに開催の可否に関する決定を参加者に連絡する。

(2) 予想できない自然災害（地震）や交通障害の場合

- ①前日までに発生した場合、状況によりオンライン・アーカイブ配信での実施か全行事の中止かを判断し、発生日または発生日翌日には参加者に連絡する。
- ②当日に発生した場合、オンライン・アーカイブ配信での実施か全行事の中止かを速やかに判断し、参加者に連絡する。

上記のとおり、基準および手続きを定めるが、状況に応じて柔軟に対応することとする。

以 上